

堺市公報 第339号	令和6年11月22日発行
<b>堺市公報</b>	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則  
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】…………… 2

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 4

<公告>

- 堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について  
【環境局環境保全部環境対策課】…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について  
【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 6
- 農用地利用集積計画  
【産業振興局農政部農地課】…………… 7
- 建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告  
【建築都市局開発調整部建築安全課】…………… 15
- 都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 15
- 都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 16

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について  
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 16
- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の更新について  
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 17

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定の効力の停止について  
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 18

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について  
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 18

## 規 則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第87号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行細則の一部を改正する規則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）の一部を次のように改正する。

様式第15号の4を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第15号の4(第16条関係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に係る  
利用者負担額災害等減免決定通知書

年 月 日

様

堺 市 長 印

年 月 日付けで提出のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく利用者負担額災害等減免申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証番号	
支給決定障害者 (保護者)氏名	
支給決定に係る 障害児氏名	
決定年月日	
減免後負担上限額	負担上限月額 0円
適用年月日	
有効期限	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(この決定があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。)に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日の翌日から起算して1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

## 告 示

堺市告示第423号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
堺市堺区石津北町64番の一部（次の図のとおり）  
（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

## 公 告

堺市公告第682号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を次の期間一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社ヤマゼン運輸  
代表取締役 奥田 貴光  
三重県伊賀市予野字西出2700番地の1
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
大阪府堺市堺区築港南町9番1、9番4、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、  
9番11
- 3 廃棄物処理施設の種類  
(特別管理) 産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
(産業廃棄物)  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属く  
ず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん  
※石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を  
除く(以上12種類)  
(特別管理産業廃棄物)  
廃石綿等(以上1種類)
- 5 廃棄物処理施設の処理能力  
積替場所の面積(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 共通) 286.50㎡  
保管場所の面積(産業廃棄物) 380.39㎡  
(特別管理産業廃棄物) 13.32㎡  
積替えのための保管最大容量 (産業廃棄物) 1,673.94㎡  
(特別管理産業廃棄物) 27.00㎡  
積替えのための保管最大高さ (産業廃棄物) 5 m  
(特別管理産業廃棄物) 3 m
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間  
(1) 場所  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和6年11月22日（金）から同年12月21日（土）まで

ただし、堺市の休日に関する条例（平成2年条例第20号）第2条第1項に規定する休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第683号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び南区役所総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイパーク泉ヶ丘

堺市南区三原台一丁1番3号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 笹田 賢一

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

(変更前) 名 称 みずほ信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 梅田 圭

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(変更後) 名 称 みずほ信託銀行株式会社

代表者 代表取締役 笹田 賢一

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1) 令和6年4月1日

(2) 令和6年10月1日

5 届出年月日

令和6年11月7日



堺市公告第684号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和6年度 第8号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年11月7日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手) |      | 利用権を設定する農地 |     |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                 |              | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|-----------------|------|------------|-----|------|---------------------|-------------------------------|--------------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所              | 氏名   | 所在         | 地番  | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                            | 氏名           | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝 | 東区北野田      | 770 | 田    | 1,123               | 堺市東区草尾18番地10                  | 多田 邦栄<br>外1名 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
| 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝 | 東区北野田      | 858 | 田    | 995                 | 堺市東区日置荘田中町75番地                | 森 和子         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
| 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝 | 東区北野田      | 757 | 田    | 1,719               | 堺市東区日置荘原寺町190番地9ミアカーサ萩原天神201号 | 森 耕一         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
|                 |      |            | 758 | 田    | 320                 |                               |              |                   |        |          |            |       |          |
|                 |      |            | 772 | 田    | 1,176               |                               |              |                   |        |          |            |       |          |
|                 |      |            | 859 | 田    | 1,071               |                               |              |                   |        |          |            |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)    |       | 利用権を設定する農地   |            |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)                        |       | 設定する利用権           |        |          |            |       |          |
|--------------------|-------|--------------|------------|------|---------------------|--------------------------------------|-------|-------------------|--------|----------|------------|-------|----------|
| 住所                 | 氏名    | 所在           | 地番         | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                                   | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市東区北野田4<br>59番地3  | 和田 徳司 | 東区北野田        | 759        | 田    | 204                 | 東京都渋谷区代々木4丁目41番7号<br>参宮橋マンション2<br>05 | 山田 暁善 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
|                    |       |              | 760        | 田    | 866                 |                                      |       |                   |        |          |            |       |          |
|                    |       |              | 761        | 田    | 171                 |                                      |       |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市北区金岡町2<br>164番地1 | 芝尾 恭典 | 東区日置荘<br>原寺町 | 329-1      | 田    | 1,533               | 堺市北区長曾根町<br>704番地                    | 東野 英明 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
| 堺市北区金岡町2<br>430番地  | 芝田 拓也 | 北区金岡町        | 2775-<br>2 | 田    | 694                 | 堺市北区金岡町2<br>447番地                    | 吉田 眞弓 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
|                    |       |              | 2776       | 田    | 2,138               |                                      |       |                   |        |          |            |       |          |
| 堺市北区長曾根<br>町702番地  | 栗 正   | 北区中村町        | 126-1      | 田    | 708                 | 堺市北区中村町1<br>266番地                    | 西井 裕  | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日 | 令和9年12月31日 | -     | -        |
|                    |       |              | 128        | 田    | 264                 |                                      |       |                   |        |          |            |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)             |       | 利用権を設定する農地 |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |               | 設定する利用権           |        |           |            |                 |                            |
|-----------------------------|-------|------------|--------|------|---------------------|------------------|---------------|-------------------|--------|-----------|------------|-----------------|----------------------------|
| 住所                          | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名            | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃(円)           | 借賃の支払い方法                   |
| 堺市美原区小寺788番地                | 松川 敏弘 | 美原区小寺      | 14-1   | 田    | 1,112               | 堺市東区引野町3丁89番地    | 宮野 満喜子<br>外1名 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日  | 令和9年12月31日 | -               | -                          |
| 堺市北区金岡町2269番地4              | 加藤 巖  | 東区石原町3丁    | 89     | 田    | 922                 | 堺市北区長曾根町702番地    | 南 佐外江         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日  | 令和9年12月31日 | -               | -                          |
| 堺市美原区菅生178番地101             | 杉田 高歳 | 美原区平尾      | 607-1  | 田    | 1,556               | 堺市美原区平尾2563番地    | 茶野 正幸         | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和7年1月1日  | 令和9年12月31日 | -               | -                          |
| 堺市北区金岡町2164番地1              | 芝尾 恭典 | 中区陶器北      | 1105-1 | 田    | 1,005               | 堺市中区陶器北38番地      | 松川 ツヤ子<br>外3名 | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和7年1月1日  | 令和9年12月31日 | -               | -                          |
|                             |       |            | 2293   | 田    | 1,896               |                  |               |                   |        |           |            |                 |                            |
|                             |       |            | 2294   | 田    | 832                 |                  |               |                   |        |           |            |                 |                            |
| 堺市南区城山台3丁1番3-504号           | 田中 尖悦 | 南区畑        | 1401-1 | 田    | 2,466               | 堺市南区畑94番地        | 辻畑 奈央<br>外2名  | 賃貸借による権利          | 畑として利用 | 令和7年1月1日  | 令和9年12月31日 | 72,000<br>(3年分) | 3年分を<br>始期時点<br>において<br>支払 |
| 堺市北区中百舌鳥町6丁1040番地53コート裏303号 | 巽 嘉弘  | 北区中村町      | 96     | 田    | 968                 | 堺市北区中百舌鳥町4丁530番地 | 丸橋 英里         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和6年12月1日 | 令和9年11月30日 | -               | -                          |

| 利用権の設定を受ける者(借手)   |       | 利用権を設定する農地 |       |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)     |        | 設定する利用権           |        |           |            |       |          |
|-------------------|-------|------------|-------|------|---------------------|-------------------|--------|-------------------|--------|-----------|------------|-------|----------|
| 住所                | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                | 氏名     | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市美原区菅生1<br>83番地6 | 北野 裕之 | 美原区菅生      | 106-6 | 畑    | 8.8                 | 堺市美原区菅生4<br>91番地1 | 澤野 禎子  | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年12月1日 | 令和9年11月30日 | -     | -        |
|                   |       |            | 119-4 | 田    | 34                  |                   |        |                   |        |           |            |       |          |
|                   |       |            | 131-1 | 田    | 1,130               |                   |        |                   |        |           |            |       |          |
|                   |       |            | 151-1 | 田    | 1,424               |                   |        |                   |        |           |            |       |          |
|                   |       |            | 431   | 田    | 1,190               |                   |        |                   |        |           |            |       |          |
| 堺市東区石原町4<br>丁54番地 | 増尾 啓明 | 美原区太井      | 170-1 | 田    | 1,361               | 愛知県名古屋市西区砂原町138番地 | 松川 かおり | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和6年12月1日 | 令和9年11月30日 | -     | -        |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第685号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和6年11月8日 第E-10号
- 2 対象区域 堺市美原区今井41番1、41番4、42番1、42番4、43番1、43番3、43番4、44番、45番1及び46番1
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第686号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区丈六253番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区福田578番地6  
株式会社吉村一建設

代表取締役 友藤 昭弘



堺市公告第687号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上609番5、609番27、609番28、610番1、610番7から610番9まで、610番13及び610番15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区豊崎三丁目16番16-2301号  
有限会社ミノリホーム  
代表取締役 林 成光

**上下水道局公告**

堺市上下水道局公告第173号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 指 定 番 号   | 第1581号           |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年11月11日       |
| 指定期間の末日   | 令和11年11月10日      |
| 事業者の名称    | 岩田機動工業株式会社       |
| 事業者の住所    | 大阪市淀川区新高5丁目13番5号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 目瀬 大樹      |
| 事業所の名称    | 岩田機動工業株式会社       |
| 事業所の所在地   | 大阪市淀川区新高5丁目13番5号 |

堺市上下水道局公告第174号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 指 定 番 号 | 第1395号             |
| 事業者の名称  | 株式会社水幸             |
| 事業者の住所  | 大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号 |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 村尾 昌則        |
| 事業所の名称  | 株式会社水幸             |
| 事業所の所在地 | 大阪市東淀川区南江口2丁目6番83号 |
| 指定期間の末日 | 令和11年11月4日         |

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 指 定 番 号 | 第1396号                |
| 事業者の名称  | 株式会社A p l a n n i n g |
| 事業者の住所  | 堺市堺区少林寺町東2丁目1番21号     |
| 代表者の職氏名 | 代表取締役 小濱 智規           |
| 事業所の名称  | 株式会社A p l a n n i n g |
| 事業所の所在地 | 堺市堺区少林寺町東2丁目1番21号     |

指定期間の末日 令和11年11月4日

指 定 番 号 第1397号

事業者の名称 株式会社アスライフ

事業者の住所 大阪市東淀川区小松1丁目7番1号

代表者の職氏名 代表取締役 大田 勇紀

事業所の名称 株式会社アスライフ

事業所の所在地 大阪市東淀川区小松1丁目7番1号

指定期間の末日 令和11年11月4日

堺市上下水道局公告第175号

堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第4条の規定に基づき、堺市指定給水装置工事事業者の指定の効力を停止したので、同規程第7条第5号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

処 分 内 容 指定の効力の停止1月

停 止 期 間 令和6年11月5日から令和6年12月4日まで

指 定 番 号 第1359号

事業者の名称 株式会社星大

事業者の住所 大阪市大正区泉尾1丁目33番24号

代表者の職氏名 代表取締役 花野 渥子

事業所の名称 株式会社星大

事業所の所在地 松原市岡4-2-4-1D

堺市上下水道局公告第176号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水

設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

|           |                |
|-----------|----------------|
| 指 定 番 号   | 第1806号         |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年11月11日     |
| 指定期間の末日   | 令和10年11月30日    |
| 事業者の名称    | 角田 伸二          |
| 事業者の住所    | 堺市西区原田332番地2   |
| 営業所の名称    | 中央水道設備エンジニアリング |
| 営業所の所在地   | 堺市西区原田332番地2   |